

特定教育・保育施設(小規模保育事業及び事業所内保育事業)の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	申請・届出様式等
児童福祉法	1 施設名称 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第1項第1号	家庭的保育事業等の名称の変更の場合 家庭的保育事業等の名称を変更することについて議決した議事録 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第1号	変更のあった日から起算して一月以内 (根拠法令) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項	【届出様式】 家庭的保育事業等(名称、位置等)変更届 (第14号様式の10) (根拠法令)郡山市児童福祉法施行細則第13条の5第1項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)
	2 施設の種別及び位置 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第1項第1号	家庭的保育事業等の位置の変更の場合 住居表示変更の証明等 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第2号		
	3 家庭的保育事業等を行うとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第2項第2号	設置主体の名称の変更の場合 定款変更承認書の写し及び名称変更後の当該法人の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第16条第1項第3号		
	4 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第1項第2号	建物の規模構造及び使用区分(保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等)並びに屋外遊戯場の変更の場合 ①建物及び土地の状況を示す書類(参考様式は建物及び土地の状況(第4号様式)) ②建物の変更前後の配置図及び平面図 ③土地の実測図(屋外遊戯場等の変更の場合のみ) ④建築確認通知書の写し及び検査済み証 ⑤土地及び建物の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第15条第1項第1号	変更の前にはあらかじめ届出 (根拠法令) 児童福祉法施行規則第36条の36第4項	【届出様式】 家庭的保育事業等(構造、運営方法、責任者等)変更届 (第14号様式の11) (根拠法令)郡山市児童福祉法施行細則第13条の5第2項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)
	5 事業の運営についての重要事項に関する規程 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第1項第3号	定員の変更の場合 議事録の写し及び職員の構成を示す書類(参考様式は職員の構成(第5号様式)) (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第15条第1項第2号		
	6 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員 (根拠法令)児童福祉法施行規則第36条の36第1項第4号	(1) 代表者の変更の場合 議事録の写し、代表者の履歴書及び代表者変更後の当該法人の登記事項証明書 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第15条第1項第3号 (2) 施設長の変更の場合 家庭的保育事業等の施設長を変更することについて議決した議事録、施設長の履歴書及び承認基準を充足することを証する書面 (根拠法令)郡山市家庭的保育事業等設置認可等事務取扱要綱第15条第1項第4号		

特定教育・保育施設(小規模保育事業及び事業所内保育事業)の変更申請に係る根拠法令等適用一覧表

2022.5.1時点

根拠法令	変更内容	変更申請又は届出時添付書類等	届出期日	申請・届出様式等
子ども・子育て 支援法	1 利用定員の増加 (根拠法令)子ども・子育て支援法第44条 子ども・子育て支援法施行規則第40条 <u>※事前にご相談ください。</u>	次に掲げる事項を記載した申請書及び書類を提出 (1)施設の名称、教育・保育施設の種類及び所在地 (2)設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3)建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (4)法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数 (5)当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (6)利用定員を増加しようとする理由 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第40条	※事前にご相談ください。 変更の前にあらかじめ申請 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第44条	【届出様式】 確認変更申請書(第3号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第4条 【承認書様式】 確認変更に係る通知書(第4号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認の取扱いに関する要綱第4条
	2 施設名称及び設置の場所 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第1号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		【届出様式】 確認内容変更届(第4号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第1項 【例外規定】 変更内容項目5に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、届出を省略することができる。 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第47条第1項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)
	3 設置者の名称及び主たる事務所の所在地 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第2号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第41条第2項	変更のあった日から起算して十日以内 (根拠法令) 子ども・子育て支援法第47条第1項	
	5 設置者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第4号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	6 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第6号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	7 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第8号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第41条第2項		
	8 運営規程 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第9号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	9 施設型給付費等の請求に関する事項 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第14号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類を提出		
	10 役員の氏名、生年月日及び住所 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第1項 子ども・子育て支援法施行規則第39条第9号 子ども・子育て支援法施行規則第41条第1項	左記変更内容が確認できる書類及び誓約書を提出 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第41条第2項		
	11 利用定員の減少 (根拠法令)子ども・子育て支援法第47条第2項 子ども・子育て支援法施行規則第41条第3項	次に掲げる事項を記載した書類を提出 (1)利用定員を減少しようとする年月日 (2)利用定員を減少する理由 (3)現に利用している小学校就学前子どもに対する措置 (4)子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの減少後の利用定員 (根拠法令)子ども・子育て支援法施行規則第41条第3項	利用定員の減少の日の三月前まで (根拠法令) 子ども・子育て支援法第47条第2項	【届出様式】 利用定員減少届(第5号様式) (根拠法令)郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の 確認等に関する規則第5条第2項 【承認書様式】 規定なし(※変更届受理のみ)